

# 公共広場の機能と分類に関する考察

小 浪 博 英\*

## 要 旨

我が国の都市における公共広場は、駅前広場として計画・整備されているほかには、因るべき計画論・整備論が存在しない。本稿はその第1歩として、公共広場の機能と分類の考察を試みたもので、公共広場を普通広場、駅前広場、交通広場、防災・避難広場、歴史・文化広場に分類することを提唱している。

キーワード：広場、都市広場、公共広場

## 1. 背 景

我が国における都市内の広場は、その定義自体が明確でなく、都市計画法の都市施設の項にも、単に「広場」と記述されているだけである。都市計画事業としては、道路事業、街路事業の一部として、「駅前広場」、「交通広場」という名称の下に事業が進められているが、いずれも交通処理のための広場の整備を目的としており、人がのんびり過ごすことができる、いわゆる広場は、「都市公園」整備の一環として、広場的に利用可能な都市公園が整備されているほか、「地域文化広場」等の名称により地方公共団体が何らかの公的建築物とともに広場の整備を進める例がみられる。民間事業としては、高層建築物の敷地の一部を「公開空地」として広場的に利用できるようにしてある例がある。

また、視点を変えて、盆踊りが通常行われている場所に注目してみると、公園、寺社の境内、駅前広場、学校の運動場、市役所・公民館等の駐車場または前庭、河川敷、ショッピングモールの駐車場等が利用されており、これらの空間も居住者からみれば広場と認識されている。

このように、都市計画の中での広場の位置づけは必ずしも十分とはいえないが、今後の高齢化社会に対応する都市計画としては、これら広場または広場的機能の配置に関する計画は益々重要となると考えられ、本稿は都市における広場の機能と分類方法について考察しようとするものである。

考察の対象としては、公開空地、ショッピングモールの駐車場など私企業により所有かつ維持管理されるものは除外し、何らかの形で公的にその存続が保証され、かつ、不特定多数の利用を前提とする広場とし、ここではこれらを「公共広場」と定義する。

---

\*東洋大学国際地域学部：Faculty of Regional Development Studies, Toyo University

## 2. 公共広場の機能と分類

公共広場の機能としては、およそ市民が必要とする需要に応じる必要がある。それらは、大別して交通処理を目的とするものと、それ以外とに分けられる。交通処理を目的とする広場は都市計画で用いられている用語で駅前広場、交通広場が、交通処理以外の目的の広場は地方自治体や地元住民の命名によるものが多いが、地域文化広場、歴史広場、買物広場、ちびっ子広場、お祭り広場等があり、いずれも広場の前に別の言葉を付して呼称されている。これらの広場について、都市計画の見地から必要と思われる機能を整理すると次のようになる。

### (1) 全ての広場に必要な機能

- ・空間機能……………都市内に貴重な空間を保全する機能
- ・景観機能……………都市のアクセントとして景観を創造する機能

### (2) 目的に応じて必要な機能

- ・交通処理機能……………駅前、バスターミナル等の広場
- ・案内機能……………(歴史的案内・地理的案内) 駅前、市役所、公民館前等の広場
- ・防災機能……………高密度市街地、住宅密集地等における防災目的の広場
- ・安息機能……………買い物広場、住宅地の広場等、高齢者、家族連れ等が憩う広場

次に、広場の分類について検討する。広場の機能については上述のとおり整理したが、ここに述べた機能は、交通処理機能以外は全て都市公園についても共通である。都市公園の分類によれば、基幹公園、特殊公園、大規模公園の他に広場公園というのがあり、「公園緑地マニュアル」<sup>1)</sup>によれば、広場公園とは「主として商業、業務系の土地利用が行われる地域において、都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的とする」とされている。ここに土地利用の限定があるが、これは、住宅地においては基幹公園として街区公園、近隣公園等かなり広場的な公園が計画されるので、それらとの重複をさけようという趣旨であろう。このように、もはや「広場公園」と、いわゆる公園的な「広場」との間の明確な相違はないと考えることができる。つまり、広場の機能は、その一部が都市公園の機能と重複し、また、交通処理機能の一部は道路または街路の機能と重複する。従って、広場の分類にあたっては、その機能の一部が道路・街路と重複する場合は「交通広場」または「駅前広場」と呼ぶように、その機能が都市公園と一部重複する場合は、「公園広場」とでも呼ぶべきかもしれないが、むしろ、公園的機能はもともと広場に備わった基本的機能と認識し、とくに公園広場という分類は設けないほうが合理的であると考えられる。

案内機能については、人々が広場に行けば地理的案内があることを経験的に期待し、また、歴史的施設または歴史的地域の近傍にある広場については、人々は当該広場において何らかの歴史的案内があることを期待する。従って、前者については一般の広場的機能であるので、そのための分類をとくに設ける必要はないが、後者についてはその存在意義を明確にし、かつ、広場の整備についてもその目的にそった整備がなされるよう「歴史・文化広場」という分類を設けることが適当であ

る。

防災機能については、その目的が明確であり、また、相当の面的広がり を要するので、とくに分類を設けて「防災・避難広場」とする。

安息機能については、人や車の輻輳が発生する一部の広場において人が滞留して安息をとることは適当でないため、全ての広場に必要の機能とはしなかったが、広場にきた人が何らかの意味で安堵するという意味においては全ての広場について必要な機能であると考えられる。従って、公園的機能と同様、とくに安息広場などという分類を設ける必要な無いと考える。

以上の他、集会やお祭りのための空間機能を提供する一般の広場の分類として、「普通広場」という分類も必要である。このように機能に着目して公共広場を分類すると、次のようになる。

- (1) 普通広場
- (2) 駅前広場
- (3) 交通広場
- (4) 防災・避難広場
- (5) 歴史・文化広場

駅前広場は交通広場の一種とも考えられるが、「駅前広場計画における面積算定手法に関する研究」<sup>2)</sup>によれば、「駅前広場がまちの顔として、また、まちの拠点としてその重要性を増している」点において、駅前広場は一般の交通広場とは異なると考えるべきである。

### 3. 公共広場の計画体系

広場と公園との間に重複があることは既に述べたが、両者に共通の点は共にオープンスペースであるという点であり、オープンスペース計画としては街路も含んで同一のキャンバスに描きうるものである。従って、公共広場計画は、公園計画、街路計画を含むオープンスペース計画を基本とし、交通の面からも、また、公園の面からも説明できない事項、つまり、一部は道路や公園としての空間に含まれることもあるが、銅像、噴水、記念碑、歴史的建築物、公共建築物等と一体となった空間についても考慮して計画する必要がある。これを整理すると図1のようになる。

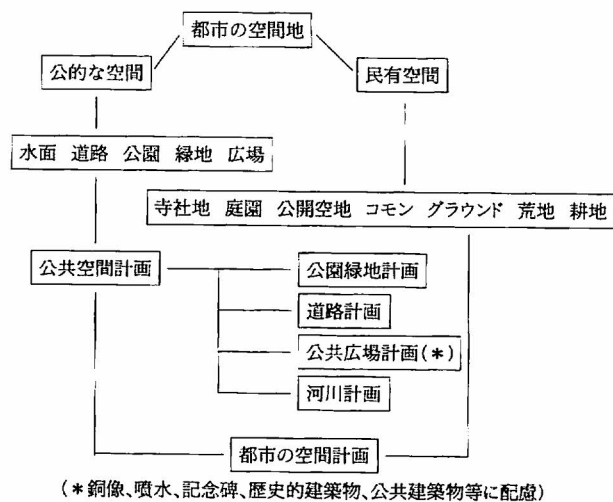


図1 都市の空間計画体系

ところで、公共広場の整備は必ずしも体系的になされているわけではない。

先ず駅前広場と交通広場であるが、これらは鉄道駅の配置、幹線道路・街路の配置により従属的にその配置が定められる。次に、駅前広場、交通広場以外の広場については、都市公園事業および

道路・街路事業のいずれにも該当しないため、歴史的、記念的、公共的な、何らかの特別な整備理由を付して予算措置をすることとなる。このため、これらの広場は体系的というよりは、必要な都度個別に計画され、整備されることとなる。これが、公共広場計画についての検討を遅れさせた原因の一つと考えられる。従って、これからの公共広場計画においては、各種の広場整備事業に先立って、図1に示した全体的検討をしておくことが必要である。このための公共広場計画論が必要となるのである。

#### 4. 公共広場計画論の課題

公共広場については前節までに述べたとおり、その計画体系、整備体系ともに立ち後れており、諸外国のいわゆる広場に相当する都市の空間が我が国においては極めて少ない。諸外国の広場は、公開処刑を含む行事・集会のための空間、または、宮殿や教会の前などで人が大勢集まるための空間として整備されている。一方、我が国においては大名または幕府からの上意下達が多く、市民による集会が一般的でなかったこと、行事のための広場はお城や寺社の敷地の中に設けられたこと等により、公共空間としての広場が整備されなかったものと考えられる。その後近世に入ってから、河川、道路の整備が急がれたことと、土地の個人所有が進んだこととにより、当時の国鉄により確保された駅前広場を除き、広場の整備まで手が回らなかったのが実情である。しかし、お城や寺社の敷地の転用による行事用広場の喪失、経済の安定成長とともに高揚しつつあるコミュニティ意識等を考えると、現在においては公共広場整備の必要性が以前にも増して高まってきたといえることができる。それらの例をいくつか挙げてみると次のようになる。

- (1) 鉄道駅、高速バスターミナル等における広場
- (2) 県庁、市役所前等、大規模集会等のための広場
- (3) 史跡、天然記念物の周辺等、歴史的、文化的活動のための広場
- (4) 大都市周辺の新しい市街地における、お祭り、災害救助等のための広場

(2) 以下については必ずしも広場でなく、必要な機能を備えた公園として整備してもかまわないが、この場合は都市空間計画という観点から、広場と公園とのネットワークが整合のとれたものになっていることが必要である。従って、現在進められている都市計画マスタープランの中で、公園緑地計画、都市計画道路計画とあわせて公共広場計画が検討される必要がある。

次に、公共広場については整備の主体が明確ではなく、駅前広場については建設省、その他地方公共団体が計画するものについては自治省、港湾に設置するものは運輸省などに分散している。そのため、全体を体系的に検討するための資料等がまとまっていない。少なくとも公共広場計画論としての体裁を整えるためには、以下のような課題に対して対処していく必要がある。

- (1) 水面、道路、街路、公園、緑地、その他の空地を含む、都市全体の都市空間計画は如何にあるべきか。
- (2) 道路、公園、広場相互関係は如何にあるべきか。

- (3) 普通広場、駅前広場、交通広場、防災・避難広場、歴史・文化広場の基本的な仕様とその配置は如何にあるべきか。
- (4) 広場整備のための事業手法、財源、管理は如何にあるべきか。

## 5. おわりに

本報告では公共広場の機能と分類について一試案を提示したに留まり、今後多方面での議論を期待するものである。残念ながら我が国においては、ロンドン、パリ、ローマ、ニューヨーク等における広場に匹敵するものとしては、皇居前広場、神宮外苑、広島平和公園の広場等極めて限られており、公共広場論なるものは、我が国ではこれからの新しい学問分野である。我が国の歴史的、自然的特性を十分に考慮しながら、本論で検討してきたような各項目について緊急に検討する必要がある。

## Abstract

There are few reports on the planning and development theory of public squares in Japan except some theories on front yards of railway stations and public squares in residential areas. This report, as the first step, tries to figure out the functions of public squares and to classify them into common squares, front yards of railway stations, transportation squares, preparation and evacuation squares for disasters, and historical and cultural squares.

Key Word : Public Square, Urban Transportation

### 〔参考文献〕

- 1) 建設省都市局「公園緑地マニュアル」日本公園緑地協会発行 p. 91 (1995)
- 2) 小浪博英「駅前広場計画における面積算定手法に関する研究」東京大学学位論文 p. 57 (1996)